

# 付録

## 用語の解説

### あ

#### ■ 安心登録カード（あんしんとうろくカード）

災害時等における救援・支援や日頃の見守り活動のため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害がある方等の情報を登録し、地域で共有するもの。

#### ■ アンダーパス

道路を掘り下げて、交差する道路や鉄道の下をくぐる構造になっている道路や、道路や鉄道の下を通る地下道のこと。豪雨時には冠水する危険性が高い。

### い

#### ■ 一級河川（いっきゅうかせん）

国が管理する特に重要な河川。→(参考)二級河川

### う

#### ■ 雨水浸透枿（うすいしんとうます）

透水性のある雨水枿(ます)のこと。集めた雨水の一部を土中へ浸透させることで、浸水被害の軽減や、湧水を増やす働きがある。

#### ■ 雨水貯留浸透施設（うすいちよりゅうしんとうしせつ）

雨水の流出を抑制するための施設のこと。学校、公園等の地表面に一時的に雨水を貯留する方式や、地下に貯水槽を設置し雨水を貯留又は一部を浸透させる方式がある。

### え

#### ■ 液状化（えきじょうか）

砂が堆積した地盤や埋め立て地などが地震で激しくゆすぶられることにより、液体のような状態になる現象。建物が沈下・傾斜したり、マンホールが浮上したりする被害が生じることがある。

#### ■ Lアラート（エルアラート）

災害情報共有システム。

災害などの安心・安全に関わる公的情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤。地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効率的な情報伝達が実現できる。全国の情報発信者が発信した情報を、地域を超えて全国の情報伝達者に一斉に配信できるので、住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能となる。

#### ■ 延焼遮断帯（えんしょうしゃだんたい）

火事が燃え広がることを防ぐ役割を担う、広幅員の道路や緑地などのこと。

### か

#### ■ 海岸保全施設（かいはんほぜんしせつ）

津波や高潮等の自然災害や、海水による浸食から海岸を防護するための施設のこと。堤防、護岸、水門等がある。

### ■ 外水氾濫（がいすいはんらん）

大雨で河川の水が堤防から溢れたり、堤防が決壊して発生する浸水。→(参考)内水氾濫

### ■ 滑動崩落（かつどうほうらく）

地震に伴って盛土部分が地滑りの的に動いたり、崩れたりすること。

### ■ 感震ブレーカー（かんしんブレーカー）

地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める装置のこと。地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧したときに発生する火災を防止する有効な手段となる。

## き

### ■ 緊急災害対策派遣隊（きんきゅうさいがいたいさくはけんたい）

→TEC-FORCE（テックフォース）

### ■ 緊急輸送道路（きんきゅうゆそうどうろ）

大規模災害が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、施設の復旧など、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された路線のこと。

## こ

### ■ 国土強靱化（こくどきょうじんか）

どのような災害が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる「強さとしなやかさ」を備えた国土・地域・経済社会システムを平時から構築すること。

### ■ 国土強靱化基本法（こくどきょうじんかきほんほう）

「強くてしなやかな国民生活の実現を図るため

の防災・減災等に資する国土強靱化基本法」のこと。東日本大震災の教訓をふまえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に制定された。

## さ

### ■ 災害医療協力病院（さいがいりょうきょうりょくびょういん）

発災時に中等症の傷病者を受け入れて、高度な治療・処置を行うことができる病院のこと。玄関前等には病院前救護所が設置される。平常時は輪番制で夜間・休日の二次救急対応を担当し、患者の受け入れを行っている。（令和2年現在、市内に9か所。）

→(参考)病院前救護所

### ■ 災害救援ボランティア（さいがいきゅうえんボランティア）

災害救援ボランティア推進委員会が行う講座を受講し、セーフティリーダー（SL）として認定された者のこと。

### ■ 災害拠点病院（さいがいきよてんびょういん）

24時間いつでも災害に対する緊急対応ができ、高度な診療機能・重症傷病者の受け入れ機能・広域搬送の対応機能・DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣機能等を備えた、医療救護活動の拠点となる病院のこと。（令和2年現在、市内では船橋市立医療センター）

### ■ 災害派遣医療チーム（さいがいはけんいりょうチーム）

→DMAT（ディーマツト）

### ■ サプライチェーン

製品が消費者の手元に届くまでの、原料調達、製造、配送、販売といった一連の流れをひとつ

のシステムとして大きく捉えたもの。供給連鎖。

## し

### ■ Jアラート（ジェイアラート）

全国瞬時警報システム。

緊急地震速報、津波情報、弾道ミサイル発射情報といった、対処に時間的余裕がない事態に関する緊急情報を、国から人工衛星を用いて送信し、防災行政無線等により住民に瞬時に伝達するシステムのこと。

### ■ 事業継続計画（じぎょうけいぞくけいかく）

→BCP

### ■ 自主防災組織（じしゅぼうさいそしき）

「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と連帯感によって結成される組織のこと。災害時における集合場所や各メンバーの役割・行動などを明確にしておき、防災訓練を繰り返し実施することで、いざという時に、素早い安否確認や初期消火、救出・救護、避難誘導などの対応ができるようになることから、地域の防災力向上に極めて重要である。

### ■ 浄化槽（じょうかそう）

微生物の働きにより、し尿（トイレの排水）や生活雑排水（台所、ふろ、洗濯機などの排水）を浄化し、放流する設備。し尿だけを処理する単独処理浄化槽と、し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽がある。特に、青潮等の原因になる窒素やリンを除去する機能を持った合併処理浄化槽を、高度処理型合併処理浄化槽という。

### ■ 冗長性（じょうちょうせい）

必要最低限のものに加えて、余分な部分や重複した部分が付加されていること。また、そのことにより、システムの一部に障害が発生した場合

にも全体の機能が維持されるよう、安定性・信頼性の向上が図られていること。

### ■ 自立・分散型エネルギー（じりつ・ぶんさんがたエネルギー）

使用する地域で発電し、利用されるエネルギーのこと。災害時にも自立し安定供給が可能となる。

## す

### ■ スタンドパイプ

消防隊の到着が困難または遅れるときに、地域住民が排水栓等と消防用ホースを接続し放水するための金属製の管。

## た

### ■ 大規模盛土造成地（だいきぼもりどぞうせいち）

谷間や斜面に広範囲の造成を行った地区のこと。国土交通省のガイドラインでは、谷や沢を埋めた面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の盛土または高さ5m以上かつ勾配が20度以上の盛土に該当する造成地をいう。

### ■ 高潮（たかしお）

台風や発達した低気圧が通過するとき、海水面（潮位）が大きく上昇する現象。主に「気圧低下による吸い上げ効果」と「風による吹き寄せ効果」が原因となって起こる。また、満潮と高潮が重なると高潮水位は一層上昇し、大きな災害が発生しやすくなる。

## ち

### ■ 地域防災リーダー（ちいきぼうさいリーダー）

災害時に地域の自主防災組織で中心的な役割を担う人。市では、「地域防災リーダー養成講座」を開催している。→(参考)自主防災組織

### ■ 調整池（ちょうせいち）

宅地等の開発区域内に降った雨水を一時的に貯留させることで、開発行為により増加する雨水流出量を抑制する池のこと。

### ■ 調節池（ちょうせつち）

大雨時に増水した河川の水を一時的に流入させることで、下流側の河川の水量を軽減する池のこと。

## て

### ■ DMAT（ディーマット）

Disaster Medical Assistance Team の略。災害派遣医療チーム。

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職又は事務職員）で構成され、災害の発生後概ね48時間以内に活動を開始できる機動性・専門性を持った医療チームのこと。

### ■ TEC-FORCE（テックフォース）

Technical Emergency Control Force の略。緊急災害対策派遣隊。

大規模自然災害時に、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を行うため、国土交通省の地方整備局等に設置されたもの。災害の規模に応じ、全国から被災地に出動する。

## と

### ■ 道路啓開（どうろけいかい）

緊急車両等が1車線でも通れるよう、早急にがれき処理等を行い、救援ルートを開けること。

### ■ 土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかい くいき）

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）の規定

に基づき都道府県知事が指定した、がけ崩れ等の土砂災害の恐れがある区域のこと。

### ■ トリアージ

多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度を判定して、治療または搬送の優先順位を決めること。

## な

### ■ 内水氾濫（ないすいはんらん）

大雨で排水できなくなった水が、マンホール、側溝や水路等から溢れて発生する浸水のこと。  
→（参考）外水氾濫

## に

### ■ 二級河川（にきゅうかせん）

一級河川以外で特に重要な河川。都道府県が管理している。→（参考）一級河川

## の

### ■ のり面（のりめん）

土を削り取ったり、土を盛った所にできた斜面のこと。

## は

### ■ ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、被害の拡大範囲や被害の程度、避難経路や避難場所などの情報を地図上に示したもの。本市では、「地震」「津波」「洪水・内水」の各ハザードマップを作成している。

## ひ

### ■ BCP（ビーシーピー）

Business Continuity Plan の略。事業継続

計画。

通常の業務遂行が困難になる事態が発生した場合に、事業の継続や復旧を速やかに遂行し、業務中断に伴うリスクを最小限にとどめるため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

#### ■ 被災建築物応急危険度判定（ひさいけんちくぶつおうきゅうきけんどはんてい）

地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等により生じる二次災害を防止するため、建築物の被害状況を調査し、危険度の判定及び表示を行うもの。

#### ■ 被災宅地危険度判定（ひさいたくちきけんどはんてい）

大規模な地震や大雨などによって宅地が大規模・広範囲に被害を受けた場合に、被害の状況を迅速・的確に把握し、二次災害を軽減・防止するため、危険度の判定及び表示を行うもの。

#### ■ 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な避難のために特に支援が必要な人のこと。→(参考)要配慮者

#### ■ 避難行動要支援者名簿（ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ）

災害対策基本法の規定に基づき作成される、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認など生命・身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿のこと。

#### ■ 病院前救護所（びょういんまえきゅうごしょ）

市内で震度6弱以上を観測した場合等に、災害医療協力病院の玄関前等に開設される救護所

のこと。傷病者の重症度の判別を行う「トリアージポスト」と、軽症者を治療する「治療エリア」が設置される。軽症者には治療エリアでの応急処置を行い、中等症者・重症者は病院内へ搬送して集中的な医療を提供する。→(参考)災害医療協力病院、トリアージ

## ふ

#### ■ 福祉避難所（ふくしひなんじょ）

小中学校等の宿泊可能避難所では生活が困難な要配慮者を対象に、専門的な支援を行うことができる避難所。

## ほ

#### ■ 防災 MCA 無線（ぼうさいエムシーエーむせん）

災害時に電話回線が不通になった場合の情報収集及び伝達網の確保を目的として、避難場所になっている小・中学校、防災関係機関、病院、市役所、市公用車等に設置している無線システム。MCA とは、Multi Channel Access の略で、複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。

#### ■ 防災会議（ぼうさいかいぎ）

災害対策基本法の規定に基づき、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、地域内の防災関係機関を網羅して、総合的かつ計画的な防災体制を確立すること等を目的として設置されている会議体。地域防災計画の作成等を行う。

#### ■ 防災行政無線（ぼうさいぎょうせいむせん）

災害時等に、屋外に設置したスピーカー等から住民へ一斉に防災情報等を伝達するシステムのこと。

### ■ 防災士（ぼうさいし）

社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得した者として、日本防災士機構が認証した者のこと。

### ■ 防災用井戸（ぼうさいよういど）

災害時の生活用水等を確保するため、自家発電装置や滅菌器を取り付けた井戸のこと。

## ま

### ■ マンホールトイレ

災害時に、下水道用マンホールへ汚物を直接流すことができる仮設トイレのこと。避難所等に設置することにより、災害時の仮設トイレとして使用することができる。

## よ

### ■ 要配慮者（ようはいりょしゃ）

災害対策基本法の規定に基づく、高齢者、障害者、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人のこと。



船橋市国土強靱化地域計画（令和3年3月）

船橋市 市長公室 危機管理課

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

Tel 047-436-2037 / Fax 047-436-2030

E-mail: [bosai@city.funabashi.lg.jp](mailto:bosai@city.funabashi.lg.jp)